

「学校いじめ防止基本方針」

徳島文理中学校・高等学校

【１】はじめに

「いじめは、被害者、加害者、傍観者と立場を変えながら、どの生徒にも、いつでも、どこでも起こりうるものである」という共通認識のもとに、生徒一人一人の小さな変化を見逃さず、早期発見に努め、情報を保護者を含む関係者で共有し、組織的に対処することによって、できるだけ早期に解決を図る。被害生徒を守り通すことを最優先にしながら、同時に加害生徒の人的成長を促すような指導に努める。

【２】いじめの防止等に関する基本的な考え方

（１）いじめの未然防止

道徳教育や人権教育、各種学校行事や研修旅行、部活動などを計画的・積極的に推進することによって、協調性やコミュニケーション能力、リーダーシップなど豊かな社会性を育む。分かりやすい授業づくりに努め、スーパースタディ（教え合い学習）を効果的にサポートして、好ましい集団づくりを心がける。

（２）いじめの早期発見

いじめの早期発見が早期対処の基本であり、ささいな兆候も見逃すことなく早期発見に努め、情報を関係者で共有して、組織的・効果的に対処する。そのためには、日頃から見守り、面談、声かけなど、きめ細かな生徒理解に努める。また、担任と教科担任や学年主任、養護教諭や管理職とのきめ細かな意思疎通を図る。

（３）いじめへの対処

いじめの兆候に気づいたり、いじめに関する情報が得られた時には、「いじめ防止対策委員会」に報告する。当該委員会で関係者の事情聴取を行い、事実関係を明らかにして、速やかに対処する。

（４）家庭や関係機関との連携

事実関係を明らかにして、保護者の協力を得ながら、適切に指導する。必要に応じて警察等関係機関の協力を得る。日頃から、関係機関（警察、児童相談所等）の担当者との情報共有・連携に努める。

【３】いじめの防止等のための組織

（１）いじめ防止対策委員会

いじめを防止したり、いじめ問題に組織的に対応するために、「いじめ防止対策委員会」を組織する。管理職、生徒課長、学年主任、教育相談課長、人権教育主事、養護教諭、スクールカウンセラー、学校医等で組織する。個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たっては、部活顧問、副担任等、生徒が相談しやすい教職員を追加する。

（２）組織の役割

- ①「いじめ防止基本方針」に基づく取組、具体的な年間指導計画の作成・推進、検証・修正を行う。
- ②生徒・保護者や教職員からのいじめの相談・通報の窓口となる。
- ③関係する生徒に事実関係の聴取を行い、加害者への指導方針、被害者の支援方針を決めて職員会議に諮り、情報を共有し、教職員全員で解決にあたる。

- ④「いじめについての意識調査」を実施して、その結果を分析する。課題や問題点を明らかにして具体的な方針を決める。

【4】教育相談体制

- (1) 教員と生徒及び保護者、さらには生徒間の好ましい人間関係の醸成に努める。
- (2) 生徒の個人情報に配慮するとともに、教員に相談すれば、秘密の厳守はもとより、教員は必ず自分を助けてくれるという安心感や信頼感の醸成に努める。
- (3) 定期的な教育相談週間や相談日等を設定するなど、生徒はもとより、保護者も気軽に相談できる体制を整備する。
- (4) 相談の内容によっては指導を継続し、必要に応じてスクールカウンセラーや医療機関等の専門機関との連携を図る。
- (5) 生徒や保護者に対して、広く教育相談が利用されるよう、学校の内外を問わず多様な相談窓口について広報・周知に努める。

【5】いじめの未然防止のための具体的な取組

- (1) 豊かな情操と道徳心の涵養
豊かな情操と道徳心を培い、温かい人間関係を築けるよう全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (2) 生きる力の育成
部活動や各種学校行事、体験研修などを積極的に推進して、人間関係づくりや問題解決能力を育む。全ての教育活動において生徒一人一人の悩みやストレスの解消に努め、自尊感情を育み、他者を思いやる心の育成に努める。
- (3) 教職員研修の充実
いじめ防止等の取組が専門的な知識に基づいて適切に行えるよう、生徒指導上の諸問題や思春期特有の不安や悩みに関する教職員研修を年1回以上実施する。また、発達障害等に関する理解を深め、効果的な支援の在り方を工夫する。
- (4) 適切な言動
教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないよう、細心の注意を払う。また、生徒の言動に注意を払い、不適切な言動はその都度指導する。
- (5) 全ての教育活動におけるいじめ問題への取組
道徳教育、ホームルーム活動、人権教育、人権弁論大会、生徒会活動などで「いじめの問題」を取り上げ、「いじめは決して許されない」ことを徹底する。
- (6) 携帯電話やインターネットによるいじめ防止対策
問題が発生したときの対症的な生徒指導に止まらず、「携帯電話安全教室」などを積極的に開催して、情報モラル教育の充実を図る。携帯電話やインターネットによるいじめや事故防止のため、親子で使用ルールを決めるなど、保護者に具体的な対策と協力を求める。
また、県がネットパトロールを実施していること、インターネット上の写真や文書は消去が困難であること、刑事罰や民事罰等が適用される場合があることにも触れて指導を行う。

(7) ストレスの解消

いじめが生まれる背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりや、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。また、ストレスを感じた場合でも、ストレスに適切に対処できる力を育む。特に、習熟度別クラス編制、生徒の多様な学力と教材・進度とのギャップなど、本校特有のストレス要因に対してきめ細かな配慮を心がける。

(8) 自己有用感・自己肯定感の育成

学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、自分がしたことを感謝されてうれしかった、自分は頼りにされている、誰かの役に立っている、みんなから認められていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。また、自己肯定感が高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

(9) いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。

(10) 生徒が被災し、避難所に避難した場合でも、お互いが協力し合い、支え合う人間関係を築くことができる力を育てる。

(11) 「おごり」という名目で「ゆすり」・「たかり」が行われている場合があるため、地域や保護者と連携し、生徒の行動や交友関係を把握し適切に対応する。

【6】いじめの早期発見のための具体的取組

(1) 「いじめ防止基本方針」の周知

いじめ防止基本方針や指導計画をホームページ等で公表し、始業式や終業式、学年集会や保護者会など機会ある毎に「いじめ防止基本方針」について説明し、生徒・保護者の理解を得るよう努める。

(2) いじめについての意識調査

意識調査を年間3回（5月、10月、2月）実施する。結果の分析、具体的な対応等は「いじめ防止対策委員会」で検討する。

(3) いじめでないかと疑われるケースの扱い方

いじめでないかと疑われるケースや保護者や第三者からいじめ等の情報提供があれば、個人で判断するのではなく、「いじめ防止対策委員会」で協議し、指導方針を決める。特に、けんかやふざけ合い、けが等にも留意し、背景にいじめがないか確認する。

(4) きめ細かな情報収集

日頃から、生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が生徒の欠席状況や友人関係等について積極的に情報交換を行い、学年全体で情報を共有する。

(5) 「いじめ発見のための観察ポイント」（教員用）・（保護者用）の活用

日常的にいじめの発見に努め、生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応する。

【7】いじめへの具体的対処

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

①教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめ防止対策委員会」に直ちに情報を提供する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聞き取る

などして、いじめの事実の有無の確認を行い、対応方針を決定する。

②職員会議等を通じて、いじめの情報を共有し、対応方針について全教職員の共通理解を図る。

③いじめられた生徒、いじめた生徒への具体的な支援や指導について、教職員一人一人の役割分担を明確化し、組織的に対応するとともに、保護者に対して適切に情報提供を行い、保護者と連携・協力して解決を図る。

(2) いじめられた生徒と保護者への支援

①いじめられた生徒を徹底して全力で守り抜く。

②いじめられた生徒が安心して教育を受けられる環境を整える。

③複数教員が家庭訪問するなどして、本人や保護者に必要な情報を提供するとともに、本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談には適切に対応する。

④スクールカウンセラー等、専門家による継続的な心のケアに取り組む。

⑤特に配慮が必要な生徒の指導については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行い、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(3) いじめた生徒と保護者への助言

①毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、行為に対する十分な反省を促す。

②いじめられた生徒を守る観点から、別室登校や自宅謹慎などの特別指導や懲戒を行う。

③いじめの背景を考え、行為に対する責任を明確にし、再発防止に努める。

④保護者に事実関係を説明し、理解と協力を求める。

(4) 他の生徒への指導

①新たないじめを防止するための指導を徹底する。

②傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ、「いじめは人間として絶対許されない」との意識を徹底させる。

③クラスでの話し合いや学年集会等を通じて、いじめを許さない好ましい集団づくりに努める。

(5) 学園本部への報告と連携

いじめを認知した場合は、学校長が速やかに学園本部に報告し、適切な連携を図るとともに、必要に応じてスクールカウンセラーや外部専門家の力を借りて対応する。

(6) 関係機関への相談・通報

①恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。

②生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。

③ネット上のいじめが行われた場合には、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や法務局に協力を求める。

(7) いじめの解消状態

少なくとも、次の二項目が満たされていること。ただし、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。

①いじめに係る行為が止んでいること。

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月は継続していること。

②いじめを受けた生徒が、心身の苦痛を感じていないこと。

【8】重大事態への対処

- (1) いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあると認められるとき、重大事態として直ちに徳島県私立学校所轄課に報告するとともに、徳島県私立学校所轄課と適宜連携して対処する。
- (2) 重大事態が生じたときは、「重大事態への対応マニュアル」（別表）に従って、迅速かつ丁寧な調査を行う。

【9】取組の評価

- (1) いじめ問題への取組等について、学校評価の項目に位置づけ、達成目標設定とその達成状況の評価をする。
- (2) P D C Aサイクルの考え方に従い、年間指導計画で決めた期間の終わりには、「取組評価アンケート」等を実施し、その結果を踏まえてその期間の取組が適切に行われたか否かを検証する。
- (3) 期待するような指標等の改善が見られなかったような場合には、その原因を分析し、次の期間の取組内容や取組方法の見直しを行う。

【10】各種委員会

いじめ防止対策委員会	校長、○教頭、生徒課長、学年主任、教育相談課長、人権教育課長、養護教諭、学校医、スクールカウンセラー等
重大事態調査委員会	○校長、教頭、生徒課長、学校医、スクールカウンセラー、(学園本部事務局長)、(企画監)、(その他専門家)

- (1) 重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生を防止するため、「重大事態調査委員会」を設置する。校長、教頭、生徒課長、学校医、スクールカウンセラー等で組織する。必要に応じて学園本部事務局長、企画監、その他専門家を加える。
- (2) 重大事態が発生した場合には、学園本部を通じて知事に報告する。
- (3) 重大事態であると認める時は、「重大事態調査委員会」で事実関係を明確にするための調査を実施する。必要に応じて関係生徒との面談や関係するクラスや学年、部などでアンケート調査等を実施し、客観的な事実関係を明らかにする。
- (4) いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適時・適切に提供する。
- (5) 調査の観点
いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

【11】年間指導計画（いじめ防止プログラム）

年間目標

- ①いじめは、どの生徒にもどこの学校でも起こり得ることを踏まえて、生徒理解に努め、些細な変化に気づき、情報を関係者で共有して、早期に組織的に対応する。
- ②学校行事の運営、生徒会活動等で生徒の自主的な活動を尊重し、相互理解に努め、よりよい学校づくりへの参画意識を醸成する。
- ③教職員の研修を通して、いじめについての共通理解、生徒の状況等の情報共有や組織として取り組む体制づくりを図る。また、発達障害的な傾向を持った生徒への適切な支援の在り方について専門的な知識を学び、より効果的に支援する。
- ④きめ細かな学習指導や進路指導を通して、それぞれの進路希望達成に向けて希望と自信を持って意欲的に取り組めるようにする。また、進路別グループ学習で得意科目を相互に教え合う活動を通して、支え合い、協力し合う好ましい集団を育成する。
- ⑤生徒実行委員会が自主的に運営する「校内人権弁論大会」が、クラス予選、学年予選、全体会と積み上げるなかで、いじめ防止や人権意識を涵養し、実践力を養う機会となるよう積極的に推進する。

月	内 容	対象者	担 当
4 月	学校基本方針の共通理解 指導体制や指導計画の公表・周知 人権教育委員会 新入生人権意識調査	教職員 生徒・保護者 関係者 中 1，高 1	生徒指導課長 生徒指導課長 人権教育課長 人権教育課長
5 月	いじめについてのアンケート 生徒総会 保護者会総会	中 1～高 3 中 1～高 3 保護者	生徒課長 特活課長 渉外課長
6 月	人権教育 L H R	中 1～高 3	担任
7 月	保護者面談	中 1～高 3	担任
8 月	保護者面談	中 1～高 3	担任
9 月	保護者会高 3 部会 人権講演会	保護者 中 1～高 3	渉外課長 人権教育課長
10 月	保護者会中学部会 いじめについてのアンケート 教職員人権教育研修会 職員研修会（特別支援に関する研修会）	保護者 中 1～高 2 教職員 教職員	渉外課長 生徒課長 人権教育課長 養護教諭
11 月	人権教育 L H R 保護者会高 1・高 2 部会 校内人権弁論大会	中 1～高 3 保護者 中 1～高 2	担任 渉外課長 人権教育課長
12 月	保護者面談	中 1～高 3	担任
2 月	人権教育 L H R いじめについてのアンケート 学校評価アンケート	中 1～高 2 中 1～高 2 中 1～高 3	担任 生徒課長 教頭